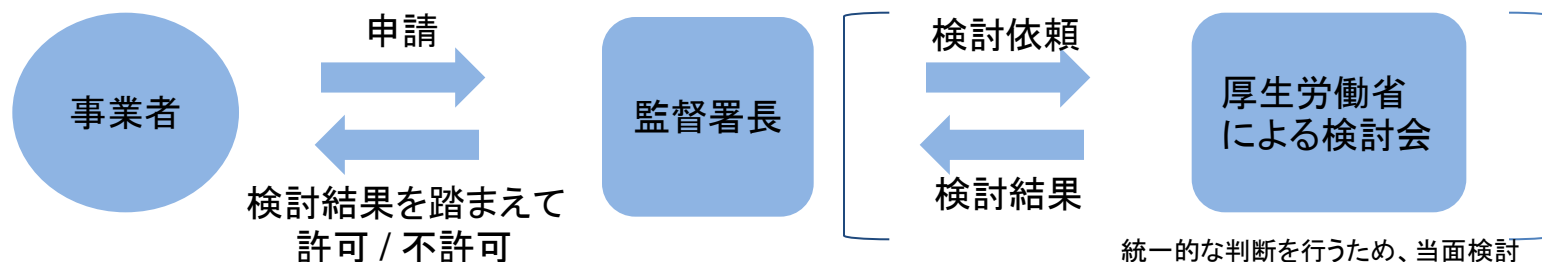


● 概要

- 事業者は、署長の許可を受ければ、一定の要件の下で、密閉化設備・局排・プッシュプル(以下「局排等」という)以外の発散抑制方法を導入することができる。
- 局排等以外の発散抑制方法として、新技術を用いた発散抑制方法(例:低温とすることによる発散抑制、光触媒による分解等)を念頭においている。



【1 許可の要件】

事業者は署長に申請し、署長が許可を出すこととする。

(当面は、本省専門検討会が、次の事項について、申請書類等により確認を行う)

- ① 新たな発散抑制方法を用いた上で第1管理区分となること
- ② 新たな発散抑制方法による人への危険有害性がないこと(例:分解剤、吸着剤、副生成物等の危険有害性)
- ③ 定期的な点検等による維持管理が行われるための管理体制が整備されていること
- ④ ①～③について、専門家が確認を行っていること
- ⑤ 衛生委員会(衛生委員会がない場合は作業に関係する労働者の代表)において意見調整が行われていること
- ⑥ その他

【2 許可後の要件】

- ① 法定の作業環境測定の結果、第1管理区分が継続すること
- ② 定期的な点検等による維持管理や衛生委員会における調査審議等が継続的に行われること
- ③ 作業環境測定の評価結果等について労働者へ周知し、適切に意見調整が行われること
- ④ ②の結果を記録・保存すること